

現場代理人の常駐義務緩和に関する質問・回答

1 現場代理人の業務		
番号	質問	回答
1	現場代理人と主任技術者を兼ねている場合、新たに他の工事現場の現場代理人と主任技術者を兼ねることができるか。	兼務する工事の請負額が、それぞれ4,500万円未満（建築一式工事は9,000万円未満）であり、かつ、それぞれの主任技術者の配置要件を満たす場合は兼務することは可能です。また、同一の場所等、特別な場合は兼ねることが可能です。ただし、兼務できる工事数は、専任が必要な工事を含め2件までです。 なお、当該規定は監理技術者には適用されません。
2	適用日現在、契約中の工事の現場代理人について、兼務を認めることは可能か。	兼務が可能となる工事は、兼務の条件を全て満たし、発注機関の長が兼務可能とした契約中の工事も対象ですが、この場合兼務できる工事は新たに受注した工事に限ります。
3	兼務している工事の現場代理人について、他の人に変更することは可能か。	発注機関の長が認めた場合は、変更することができます。
4	現場代理人の兼務を希望した工事が、発注者に認められなかった場合の対応はどのようになるか。	発注者から、兼務について認められない旨の通知が返送されますので、新たな現場代理人を選任し「技術者等の通知書」等を作成のうえ、発注者に再提出してください。
5	兼務を考えていた工事について、兼務が認められない場合、代替りの現場代理人を配置できないときは、どのようになるのか。	受注者は現場代理人の兼務を認められない場合を想定の上、応礼するようお願いします。仮に配置できない場合は契約を締結することはできません。
6	国又は県の工事等との兼務は可能か。	国又は県の工事等の発注機関の長が兼務を承認した場合は、兼務することは可能です。
7	兼務の工事箇所は、2件とも町内に位置することを要件としているが、現場代理人が主任技術者と兼ねる場合で、「建設工事等における現場代理人の常駐義務緩和に係る事務処理要領」第4(3)のただし書に該当する工事においても町内でなければいけないのか。	町内でなければなりません。
8	電気工事、電気通信工事など設置工事等が短期間である工事であっても、現場代理人は工事現場に常駐する必要があるのか。	短期間であっても現場作業期間中は常駐義務は生じます。
9	現場代理人の常駐義務がない現場同士の兼務は可能か。	常駐義務がないため兼務にはあたりませんが、常駐義務の要否については事前に発注者と協議を行い、了解を得る必要があります。
10	町村間を跨ぐ工事現場であっても工場製作が同一工場の場合には、兼務は可能か。	工場製作を、同一工場かつ同一期間で行う場合には、工場製作期間中の兼務は可能です。

2 現場連絡員

1	現場連絡員については、配置に当たり、何か要求は求めるのか。	現場連絡員については、元請の社員で、工事期間中、常日頃工事現場に滞在することが可能である人を配置してください。
2	現場連絡員は、会社又は営業所にいてもよいのか。	現場代理人が兼務により工事現場に不在となることにより、現場連絡員を配置するものですので、工事現場に常日頃滞在するようにしてください。
3	現場連絡員は元請けの社員であることが必要か。	現場連絡員は元請社員であることが求められます。なお、社員は、元請けとの雇用契約(期間は問いません)があれば可とします。 「元請の社員」は、正規、非正規(契約社員、パートタイマー、アルバイト)を問いませんが、派遣社員は、元請との直接的な雇用契約がないため連絡員になることはできません。
4	工事途中での現場連絡員の変更は可能ですか。	原則として、工事途中での現場連絡員の変更は認められません。発注機関が、やむを得ないと認める場合は、変更することが可能です。
5	現場連絡員の兼務は認められますか。	現場連絡員は、常日頃現場にいることを求めていますので、兼務は認められません。
6	現場代理人が兼務する際に配置する「現場連絡員」と、監理(主任)技術者の専任特例1号を適用する際に配置する「連絡員」は、異なるものと理解すべきか。	異なります。 現場代理人は、契約約款第10条第2項のとおり、受注者の一切の権限を行使することができる者であることから、町発注工事では、現場代理人の連絡体制として配置される「現場連絡員」にも、元請の社員であること、常日頃工事現場に滞在することが可能であること等を求めています。 一方、監理(主任)技術者の専任特例1号を適用する際に配置される「連絡員」については、監理技術者制度運用マニュアルにも記載のとおり、直接的・恒常的雇用関係は必要ありません。また、専任や常駐も求めています。ただし、当然ながら、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意が必要です。